

病床機能転換推進事業補助金について

1. 概要

2016年10月に策定した「兵庫県地域医療構想」の実現のため、過剰とされる病床から不足とされる病床への機能転換を促進し、病床機能分化・連携を進めていく必要がある。兵庫県では、県内の医療機関を対象に病床機能報告に基づく4つの病床機能のうち、回復期機能病床及び高度急性期機能病床への転換に必要な整備費を対象に、その費用の一部を助成。

※神戸市では不足状態である回復期病床のみが助成対象

【参考】神戸市の最大使用病床数（2021年）と必要病床数（2025年）

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
2021年 最大使用病床数	2,158床	6,465床	2,657床	2,492床
2025年 必要病床数	2,074床	5,910床	5,032床	2,631床
差引	84床	555床	△2,375床	△139床

※最大使用病床数：1年間に施設全体で最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数

2. 補助要件

(1) 前提

前年の病床機能報告において、急性期又は慢性期の病床からの転換であること

(2) 転換後の要件

①急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有し、在宅復帰率6割以上（入院後180日以内）

②転換整備後、10年間は当該機能を維持

※その他、補助対象となる整備区分や補助基準単価・補助率等の詳細は「参考資料1 令和5年度病床機能転換推進事業補助金募集要項」を参照

3. 地域医療構想との関係

補助事業者は、当該補助金の申請の前に兵庫県地域医療構想の趣旨に合致しているか、事前協議を行うこととされており、補助金申請に係る計画書は、医療機関が所在する二次医療圏域の地域医療構想調整会議の意見を踏まえたものである必要がある。